

# 環境経営レポート

令和5年度

(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

作成年月日: 令和6年4月8日

日建建設株式会社

# 目 次

I. 組織の概要	...	P 1
II. 環境経営方針	...	P 2
III. 実施体制	...	P 3
IV. 環境経営目標	...	P 4
V. 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標	...	P 5~6
VI. 環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果と その評価、次年度の取組内容、地域との融合	...	P 7~8
VII. 法規制一覧	...	P 9
VIII. 代表者による全体の評価と見直し・指示	...	P 10

# I 組織の概要

- 1.事業者名 日建建設株式会社
- 2.代表者指名 鈴木 洋智
- 3.所在地 本社 静岡県沼津市青野35-1  
資材置場 静岡県沼津市柳沢23
- 4.事業活動 建設工事  
土木工事 とび・土工工事 舗装工事 水道施設工事
- 産業廃棄物収集運搬 (自社運搬のみ)  
廃プラスチック類(石綿含有廃棄物を除く。)、金属くず、ガラスくず  
・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を除く。)がれ  
き類(石綿含有廃棄物を除く。)紙くず、木くず、繊維くず
- 5.従業員数 11人
- 6.環境管理責任者 工事部 曾我部 剛  
連絡担当者 工事部 曾我部 剛
- 7.連絡先 TEL 055-966-9220  
FAX 055-967-8620  
(E-mail nikken.k.k.skb@ca.thn.ne.jp)
- 8.建設業許可  
建設業 静岡県知事許可(特-29)第31594号  
産業廃棄物収集運搬 許可番号 第02201131492号 ※自社運搬のみ
- 9.事業の規模
- ① 設立 昭和47年2月3日
- ② 資本金 3000万円
- ③ 事業規模
- | 活動規模   | 単位             | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|----------------|------|------|------|
| 売上高    | 百万円            | 331  | 149  | 324  |
| 従業員    | 人              | 10   | 10   | 10   |
| 事務所床面積 | m <sup>2</sup> | 160  | 160  | 160  |
| 倉庫床面積  | m <sup>2</sup> | 180  | 180  | 180  |
| 資機材置場  | m <sup>2</sup> | 1000 | 1000 | 1000 |
- 10.事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 11.レポートの対象期間及び発効日  
環境経営レポート対象期間(令和5年度4月1日～令和6年3月31日)  
環境経営レポート発行日(令和5年4月8日)
- 12.認証・登録の対象範囲  
活動: 土木 とび・土工 舗装 水道施設
- 対象組織: 本社(事務・経理、現場部門)、資材置場
- 運搬車両の種類 4tトラック×2 2tトラック×1 軽トラック×3

## Ⅱ 環境経営方針

### 《企業理念》

当社は、社是・社訓・経営理念に基づき、建設工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事に積極的に取り組み、お客様に提供することが当社の一番の環境対策と考え、従業員一丸となって取り組んでまいります。

### 《環境方針》

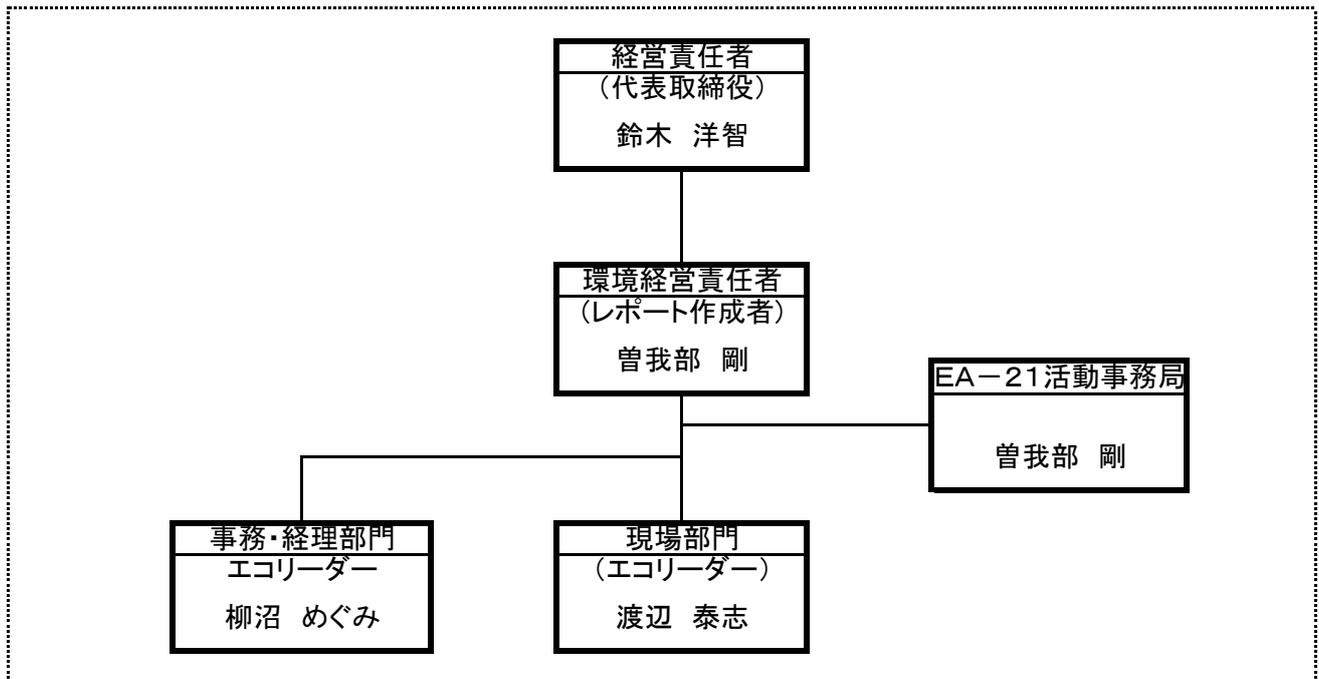
- 1 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を推進いたします。
  - ①CO2削減のための省エネ活動に取り組みます。
  - ②廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
  - ③水資源を有効活用し、節水に務めます。
  - ④グリーン商品の調達活動に取り組みます。
  - ⑤建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
  - ⑥建設リサイクル法による適正処理を行い、混廃を削減します。
- 2 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境目標の達成状況及び活動計画の実施状況を定期的に確認・調査し、環境経営のシステムを継続的に改善いたします。
- 3 環境に関する法規制及び協定を遵守いたします。
- 4 全社員が環境方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を指示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。  
また、社外にも環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず地域含め社会とのより良いコミュニケーションを図ってまいります。

制定年月日 平成30年1月5日

日建建設株式会社

代表取締役 鈴木 洋智

## Ⅲ 実施体制



### <環境経営組織における機能>

#### 経営責任者

- ①経営における課題とチャンスの明確化
- ②環境経営全般に対するの責任と権限
- ③環境方針の作成と社員への周知
- ④全体の評価と見直し
- ⑤実施体制の構築

#### 環境管理責任者

- ①環境経営活動の推進
- ②環境目標及び環境計画の作成
- ③環境経営推進会議の実施
- ④経営者への進捗報告
- ⑤環境経営レポート作成

#### EA-21活動事務局

- ①各部門のデータのまとめ
- ②活動計画の予実績管理
- ③環境負荷・環境への取組の自己チェックの実施
- ④環境管理責任者補佐
- ⑤法規制最新版管理
- ⑥文書・記録の管理

#### 各部門

- ①環境計画の実施
- ②月別部門データの集計
- ③問題点の把握と是正の実施
- ④推進会議の出席
- ⑤従業員教育

## IV 環境経営目標

### 1. 中期目標

項目		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			基準年	目標	目標	目標
二酸化炭素排出量		kg-CO2	141,020	-1%	-2%	-3%
内訳	電力	kWh	7,554	-1%	-2%	-3%
	ガソリン	L	7,637	-1%	-2%	-3%
	軽油	L	45,980	-1%	-2%	-3%
	灯油	L	387	現状維持(使用量把握)		
廃棄物	一般廃棄物	kg	6	現状維持(使用量把握)		
	産業廃棄物(建設副産物等)	t(%)	100	現状把握(再資源化率100%)		
水使用量の削減		m <sup>3</sup>	300	現状維持(使用量把握)		
環境配慮活動	ボランティア活動への参加	件	2	2件以上	2件以上	2件以上
	環境配慮工事の提案	件	2	2件以上	2件以上	2件以上

### 2. 短期目標(年度目標)

項目		単位	規準年度	令和5年度	
			令和3年度実績	令和5年4月～令和6年3月	
				目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO2	141,020	-2%	138,180
内訳	電力	kWh	7,554	-2%	7,403
	ガソリン	L	7,637	-2%	7,484
	軽油	L	45,980	-2%	45,060
	灯油	L	387	—	現状維持
廃棄物	一般廃棄物	kg	6	—	現状維持
	産業廃棄物(建設副産物等)	t(%)	100	—	現状維持
水使用量の削減		m <sup>3</sup>	300	—	現状維持
環境配慮活動	ボランティア活動への参加	件	2	—	2
	環境配慮工事の提案	件	2	—	2

〈備考〉「灯油」「一般廃棄物」「水使用量」等は、使用量が少なく、削減困難なので「現状維持(使用量把握)」とする。

## V 環境経営目標の実績とその評価、次年度の環境経営目標

### 1. 年度目標の実績と評価

項目		単位	運用期間				
			令和5年4月1日～令和6年3月31日				
			目標削減率	目標値	実績値	実績削減率	評価
二酸化炭素排出量		kg-CO2	-2%	138,180	110,758	-20%	○
内訳	電力	kWh	-2%	7,403	5,197	-30%	○
	ガソリン	L	-2%	7,484	8,516	14%	×
	軽油	L	-2%	45,060	33,958	-25%	○
	灯油	L	—	現状維持	-	—	○
廃棄物	一般廃棄物	kg	—	現状維持	-	—	○
	産業廃棄物(建設副産物等)	t(%)	—	現状維持	175	—	○
水使用量の削減		m <sup>3</sup>	—	現状維持	311	—	○
環境配慮活動	ボランティア活動への参加	件	—	2	2	—	○
	環境配慮工事の提案	件	—	2	2	—	○

<備考> 削減比率は、目標値に対する削減量の割合である。

電力に使用した二酸化炭素排出係数は、東京電力2022年公表値使用(0.390kg-Co2/kwh)

### <評価>

二酸化炭素排出量	原因	軽油、ガソリンの使用量減により、排出量が減少した。
	是正	軽油の排出量が前年より削減されているため、現状維持以上を目指す。
電力	原因	前年よりは増加しているが、近場の現場を受注することで現場事務所の数を減らせたので削減につながった。
	是正	引き続き、維持に努める。
ガソリン	原因	移動距離が短すぎる為、燃費が向上しなかったと考えられる。
	是正	引き続き、不要なアイドリングを避ける等のエコドライブを奨励しつつ省エネを図る。
軽油	原因	情報化施工を行い、無駄な燃料の消費を抑えることが出来た。
	是正	引き続き不要な暖気やアイドリングに注意し、今後の推移を監視する。

### 2. 次年度の環境経営目標

変更なし

## V-2 環境目標の実績推移

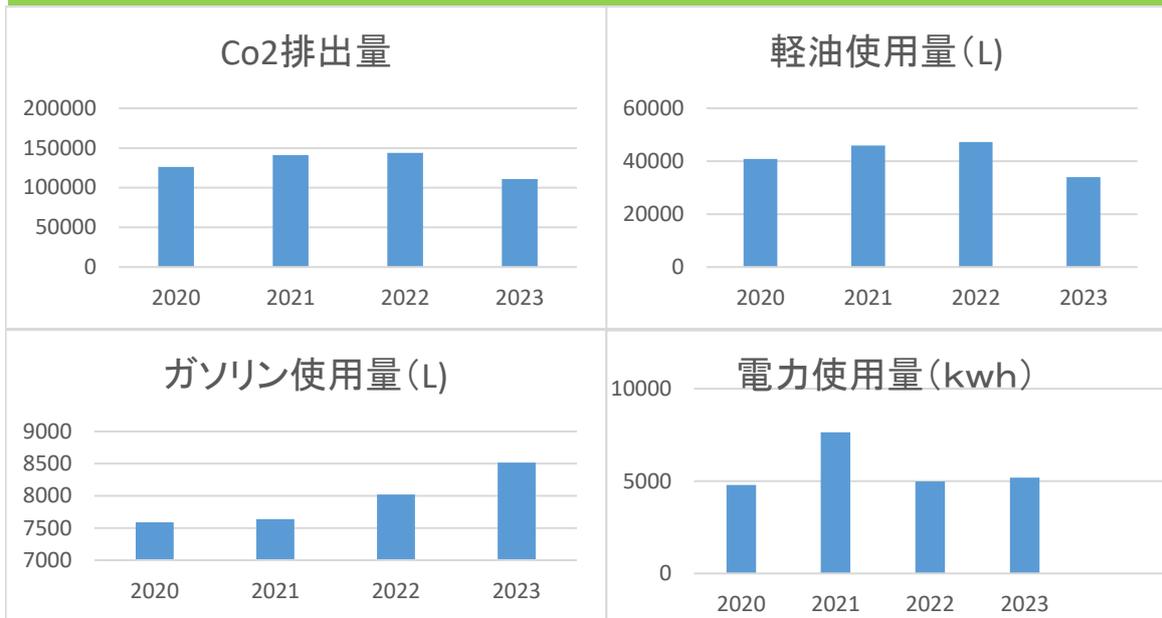
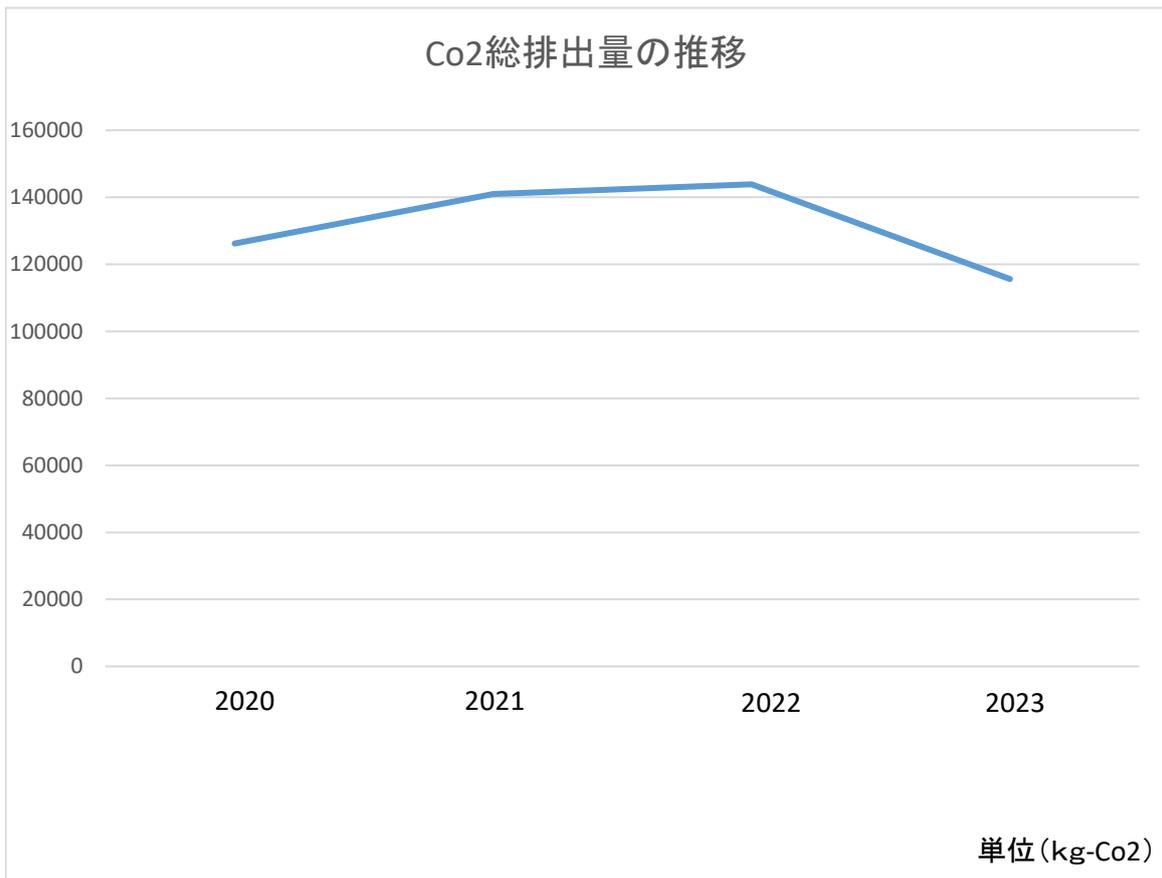


図1 各使用量は受注した工事の内容、自社施工かどうかで大きく変化する。

	2020	2021	2022	2023
— 総排出量	126213	141020	143869	110758
軽油使用量	40854	45980	47311	33958
ガソリン使用量	7587	7637	8020	8516
電力使用量	4795	7554	4975	5197



# VI 環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価、次年度の取組内容

(取組期間: 令和5年4月～令和6年3月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
					評価	内容	内容
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	曾我部	①消灯の徹底(1回/週チェック)	○	掲示→徹底されている	継続実施
				②部分消灯	○	徹底されている	継続実施
				③ブルスイッチ化検討	△	導入検討	実施予定
				④高効率照明の導入検討	○	一部導入	実施予定
		空調	曾我部	①温度設定夏28℃冬20℃	○	実施されている	継続実施
				②クールビズ、ウォームビズ	○	実施されている	継続実施
				③フィルター定期清掃(月初)	○	実施されている	継続実施
				④使用していない部屋の空調停止	○	実施されている	継続実施
		発電機	渡辺	①日常的な整備	○	実施されている	継続実施
				②昼休み時間稼働停止	○	実施されている	継続実施
	その他	鈴木	③適切な回転数での使用	○	実施されている	継続実施	
			①自動販売機の省エネ対策検討	△	導入検討	実施予定	
	ガソリン・軽油	乗用車・トラック	曾我部	②パソコン未使用時のシャットダウン推奨	○	実施されている	継続実施
				①エコドライブ	○	実施されている	継続実施
②不必要なアイドリングの禁止				○	実施されている	継続実施	
③日常・定期点検の実施				○	出発前点検	継続実施	
④エアコンの控えめな設定と使用				○	実施されている	継続検討	
⑤タイヤの空気圧チェック		○	給油時	継続検討			
重機		曾我部	①アイドリングストップ	○	実施されている	継続実施	
			②省エネ重機の検討	△	導入検討	継続検討	
	③フルアクセルの禁止		○	実施されている	継続実施		
公共工事 50百万円	削減計画 立案	鈴木	①見積りソフトによるCO2把握	○	実施されている	継続実施	
			②施工計画に削減計画反映と活動展開	○	実施されている	継続実施	
廃棄物のリサイクル	事務所	二酸化炭素の削減	鈴木	①コピー用紙の両面使用	○	実施されている	継続実施
				②集約化購買	○	実施されている	継続実施
				③FAXのPDF化	○	実施されている	継続実施
				④エコバッグの使用	○	実施されている	継続実施
				⑤廃棄物の分別とリサイクル	○	実施されている	継続実施
建設副産物のリサイクル	リサイクルの推進	曾我部	①廃棄物の分別化	○	実施されている	継続実施	
			②電子マニフェストの導入	△	工事による	実施予定	
			③仮設資材・用具のリユース化	○	実施されている	継続実施	
節水	上水	水使用量の削減	曾我部	①節水表示	○	実施されている	継続実施
				②ストップガンの取付	○	実施されている	継続実施
				③道具等の泥落とし	○	実施されている	実施予定
グリーン購入	事務用品 他	資源の有効活用	鈴木	①環境ラベル対応品の購入検討	○	実施されている	継続実施
				②繰り返し使える物品購入検討	○	実施されている	継続実施
	建設資材 設備	鈴木	①間伐材使用バリケードの購入検討	○	実施されている	実施予定	
			②リサイクル材の購入検討	△	導入検討	実施予定	
環境配慮 工事	特定工事 他	環境に配慮した施	渡辺	①特定工事での施工計画への反映の検討	○	行っている	実施予定
				②環境配慮工事の提案の検討	○	行っている	実施予定
地域貢献		地域への配慮	曾我部	①定期的な地域の清掃、奉仕活動	○	実施されている	継続実施
				②工事毎の地域貢献活動	○	実施されている	継続実施

狩野川の清掃活動に参加しています



## Ⅶ 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

### 1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

評価日 令和6年3月31日

評価者 環境管理責任者 自我部 副

法規・条例・規制	条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守評価		
義務	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○	
		第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○	
		第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
		第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○	
		第12条の3第1項	マニフェストの交付		○	
		第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○	
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○	
		第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○	
		第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○	
		第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D、E票(180日以内)の期間内返却	○	
		第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○	
		第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○	
		第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○	
		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
	第9条		対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-80㎡以上 新築・増築工事-500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-500万円以上)	○	
	第10条		対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
	第12条		対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
	第16条		対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○	
	第18条		対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○	
	第31条		技術管理者の設置(解体工事の監督)		○	
	騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	○	
		第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○	
	振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○	
		第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○	
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のサイクル料金の支払	○	
		第8条	使用済自動車の引渡義務		○	
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	○	
		フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器-全ての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施	①企業・法人の管理者が確認 簡易点検の実施(3ヶ月に1度)	○
	第41条		第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	○	
	建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○	
		第25条第1項	主任技術者の設置		○	
		第25条第2項	管理技術者の設置		○	
		第25条第2項	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○	
水道法	第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○		
河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○		
静岡県条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○		
	第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○		
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○	
義務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進)	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○
		グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

### 2. 違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

## Ⅷ 代表者による全体の評価と見直し・指示

項目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
1・見直し関連情報	1 エコアクション21文書	<input checked="" type="checkbox"/> 記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> ガソリンは未達
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組みます
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	<input checked="" type="checkbox"/> 記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/> 特に問題ありませんでした。

2・代表者による全体評価・見直し指示	<p>全体的なCo2削減が出来たことは評価に値します。情報化施工を2件取り入れ、重機の無駄な運転をなくせたことが削減要因になりました。今後も積極的にICT施工を推進してまいります。            今回の実績をふまえて社員一同、より一層環境活動計画に積極的に取り組んでいきます。            環境方針や環境マネジメントシステムその他については変更の必要性はないと判断しますが、目標を達成するよう環境活動計画等を見直すことを下記のような環境管理責任者に指示しました。</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月8日  <b>日建建設株式会社</b>            代表取締役 鈴木 洋智</p>		
	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	2 環境経営目標	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	3 環境経営計画	<input checked="" type="radio"/> 有 無	未達成の目標については活動計画を見直し手段を増やすこと
	4 環境に関する組織(実施体制含め)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	5 その他のシステム要素	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	6 その他(外部への対応)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	